



平成 20 年 12 月 24 日

各 位

会社名 北興化学工業株式会社
代表者 取締役社長 丸山孝雄
(コード番号 4992 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員 小林 淳一
(TEL. 03-3279-5151)

内部統制システムの構築に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を制定しておりますが、平成 20 年 12 月 24 日開催の取締役会において、財務報告に係る内部統制システムの構築および反社会的勢力排除に向けた体制を明文化することなどを目的として、下記のとおり一部改定することを決議しましたので、お知らせします。

記

当社および当社グループは、企業存続の前提として、法令順守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、以下の基本方針を定める。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「法令等順守基本規程」および「北興化学工業行動規範」を定め、各業務担当取締役をコンプライアンス推進責任者とし、取締役および使用人が社会的良識に基づいて行動することを徹底する。
- (2) 「法令等順守基本規程」に基づき倫理委員会を設置し、基本方針、行動基準、推進体制などの立案を行うとともに、法令順守の教育・研修を実施する。
- (3) 内部監査室は、法令等順守に関する管理の状況について監査するとともに、適切に指導・監督する。
- (4) 法令等順守に関する連絡先として設置された社内通報制度（ホットライン）の周知を図り有効性を確保する。
- (5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制を適切に運用する。
- (6) 反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する体制を確保する。
- (7) 監査役が必要と認める場合は、取締役会のほか、すべての会議に出席できることとし、法令お

よび定款に適合することを確保する。

- (8) 監査役は、内部監査室と連携し、取締役の職務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査する。
- (9) 取締役会に付議する事項は、常勤取締役で構成する経営会議で事前協議を行うほか、経営会議での主要な決議事項を取締役に報告し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書および重要な情報については、法令並びに「文書管理規程」、「稟議規程」、「機密情報管理規程」等の社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録のうえ、適切に管理・保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 全社的なリスクを統括的に管理するために、「リスク管理規程」を定め、経営リスク全般については、企画担当取締役が統括的に管理し、各業務分野でのリスクについては、各業務担当取締役がリスクの把握、管理、対応にあたる。
- (2) 業務担当取締役は、重要な損失が発生し、または予測される場合は、「経営危機対応規程」に基づき、直ちに社長に報告する。重大な法令違反または損失が発生、もしくは予測される場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に損失拡大防止等の対応にあたる。
- (3) 「全社レスポンシブル・ケア委員会」を設置し、研究・開発から廃棄に至るまでの化学物質の全ライフサイクルにわたって、リスクアセスメントを実施し、「環境・安全・健康」を確保する。
- (4) 内部監査室は、各分野におけるリスクの管理状況について監査を行い、定期的に取り締役会、監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務の執行は、社長統括のもと、業務担当取締役が「業務組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程に基づき行う。
- (2) 取締役会を原則月1回開催し、業務担当取締役より、業務執行に関する重要事項並びに課題について報告を受け、必要な事項について審議決定を行う。
- (3) 経営会議を原則週1回開催し、取締役会への付議事項を審議するほか、適宜業務担当取締役等から報告を受けるとともに、必要な業務執行に関する協議を随時行う。
- (4) 執行役員会議を原則月1回開催し、現況の説明のほか、取締役会、経営会議での決定事項等を説明・伝達し、業務の効率的な執行を確保する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社は当社グループの一員として、法令等を順守し、「法令等順守基本規程」、「北興化学工業行動規範」および社会的規範に基づき行動する。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、企画担当取締役が子会社の総括管理を行い、各子会社を担当する業務担当取締役がそれぞれの子会社の経営管理を行う。

- (3) 各子会社を担当する業務担当取締役は、それぞれの子会社の業務の状況を、定期的に取り締役会に報告する。
- (4) 各子会社を担当する業務担当取締役は、それぞれの子会社の経営に関する重要事項について、必要な協議を行い、承認を得る。
- (5) 内部監査室は、子会社の適正な業務運営について監査するとともに、適切に指導・監督する。

6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、その他必要と認めるすべての会議に出席し意見を述べる体制とする。
- (2) 監査役が稟議書、契約書等重要書類を閲覧し、業務にかかわる重要な事項についての取締役または使用人からの報告等を受ける体制とする。
- (3) 内部監査室は監査役と緊密な連携を保ち、監査役から特定の事項について調査を求められたときはその調査を行い、その結果を監査役に報告する。
- (4) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、その使用人の取締役からの独立性を確保するための体制を含め、監査役と協議のうえ、適切に対応する。